

令和4年12月7日

土木部都市局建築指導課 課長 山田 陽一
【担当】 課長補佐 内田 健二郎
029-301-4732(内 4730)

令和4年度茨城県被災宅地危険度判定士養成講習会及び 被災宅地危険度判定模擬訓練研修会を開催

1 養成講習会の開催について

大地震や大雨等の災害が発生した場合において、被災宅地に対する危険度判定活動を迅速かつ的確に実施できるよう、被災宅地危険度判定士を養成するための講習会を開催します。

- 日時 令和4年12月8日(木) 午前9時30分から午前12時00分
- 会場 茨城県市町村会館(水戸市笠原町978-26)
- 講師 公益社団法人全国宅地擁壁技術協会
山形 透 氏(カイエー共和コンクリート株式会社 営業部)
- 受講者 事前に申込みのあった民間及び官公庁の土木・建築等の技術者 51名
- 内容 被災宅地危険度判定制度及び判定手法の解説

2 模擬訓練研修会の開催について

実際に判定活動を行う際に現場で迅速に活動できるよう、小規模模型を用いた実習訓練を開催します。

- 日時 令和4年12月8日(木) 午後1時00分から午後4時00分
- 会場 茨城県市町村会館(水戸市笠原町978-26)
- 講師 公益社団法人全国宅地擁壁技術協会
松本 光二 氏(興建産業株式会社 技術部長)
- 受講者 事前に申込みのあった民間及び官公庁の土木・建築等の技術者 32名
- 内容 小規模模型を用いた判定活動の実習訓練

3 被災宅地危険度判定制度について

(1) 「被災宅地危険度判定」とは

大規模な地震または大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士が宅地の被害状況を調査し、二次災害の危険の程度(危険・要注意・調査済)の判定及び表示を行うものです。

(2) 「被災宅地危険度判定士」とは

被災宅地危険度判定士は、被災地を所管する市町村又は都道府県の要請により、被災した宅地の二次被害の危険度判定を行う技術者であり、危険度判定が適正に執行できると認められ、登録された者です。

4 本県の状況(令和4年12月1日現在)

- ・現在被災宅地危険度判定士は830名登録されています。